

意見書案提出書

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和4年6月15日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 寿松木 孝 様

理 由

令和4年度からの水田活用の直接支払交付金の見直しについては、農家所得の減少や米の余剰生産による米価下落などが懸念されるだけでなく、営農意欲の喪失や耕作放棄地の増加による農地の荒廃拡大など、地域農業の基盤維持に支障をきたす恐れがある。地域の基幹産業である農業とその担い手を守るための措置を国に要望する必要がある。

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

主食用米の国内需要は、人口減少や食生活の多様化、さらにコロナ禍の影響も重なり、減少に拍車がかかっており、今後、より一層、米の需給調整の取組が求められる。この取組を推進するためには、米以外への作付転換を誘導する必要がある。水田活用の直接支払交付金は、需要に応じた米生産に取り組む上で、非常に重要な制度である。

また、令和 4 年産米についても、国は更なる主食用米の削減を求めており、生産者は、今後ますます作付転換を求められることになる。このような厳しい状況下において、今回の制度見直しは国の食料安全保障の根幹を揺るがしかねず、「日本一の複合農業産地」を目指し当市が推進してきた作付転換と農地フル活用への取組を妨げるものである。さらに、交付金の減少に伴う農家所得の減少や米の余剰生産による米価下落などが懸念されるだけでなく、営農意欲の喪失や、中山間地域などの条件不利農地での耕作放棄地の増加による農地の荒廃拡大など、地域農業の基盤維持に支障をきたす恐れがある。

よって、国は、地方の基幹産業である農業の持続的発展が図られるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

1. 今後 5 年間に一度も米の作付を行わない農地は交付対象水田としないという方針については、転作作物のために排水対策等を行った水田に米を作付するには農家の経済的負担が大きいことから、新たな助成制度の創設を含め、転作作物の作付が維持できる支援措置を講じること
2. 多年生作物（牧草）の戦略作物助成について、交付単価の削減によって、生産条件が悪い農地を手放す農業者が続出し耕作放棄地が拡大する恐れがあり、農業や農山村が有する多面的機能を維持する観点から、多年生作物の取組が継続できる助成額を維持すること
3. 飼料用米等の複数年加算について、生産者は 3 年間交付されることを見込んで契約を締結していることから、継続分（令和 2 年～、令和 3 年～）については、契約当初の助成額を継続すること
4. 見直し方針の内容は、転作作物の作付を行ってきた農家の取組に大きな変更を求めるものであることから、国は農業経営にどのような影響が生じるのかを調査し、中長期的な見通しを検討のうえ見直しを行うこと。また、生産者への丁寧な説明と、現場の実態や課題を十分に踏まえて進めること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 6 月 15 日

横手市議会議長 寿松木 孝

衆議院議長 細田 博之 様
参議院議長 山東 昭子 様
内閣総理大臣 岸田 文雄 様
財務大臣 鈴木 俊一 様
農林水産大臣 金子 原二郎 様